

# 世界遺産「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群と関わりの深い無形の要素 を活用した旅行商品の造成・FAM ツアーの実施等支援業務仕様書

## 1 業務名

世界遺産「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群と関わりの深い無形の要素を活用した旅行商品の造成・FAM ツアーの実施等支援業務

## 2 業務目的

本業務ではユネスコが推進する「有形と無形のシナジー」や「我が国における世界文化遺産の今後の在り方（第一次答申）」における提言を踏まえ、世界遺産「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群と密接に関わる「無形の要素」に焦点を当てる。

本遺産群が所在する宗像市大島等の地域には、沖ノ島をはじめとする宗像大社への信仰を支え伝えてきた人々の営みや無形の要素が数多く受け継がれているが、人口減少・高齢化に伴い、次世代への確実な継承がより一層求められている。

そこで本事業では、これらの無形の要素を高付加価値な観光商品（ツアー等）として造成し、国内外の旅行業者等に向けた FAM ツアーを起点とした積極的な営業・販売活動を展開する。単なる商品造成に留まらず、市場のニーズを捉え、継続的に高い収益を上げるビジネスモデルを確立することが本事業の最大の狙いである。

さらに、自立的かつ持続的に生み出された販売益（収益）の一部を本遺産群の保存活用や無形文化の継承を行う地域団体等に確実に還元する仕組みを実装する。「観光による経済効果」を「文化遺産保護」に還元することで、文化・観光・経済の力強い好循環を実現し、地域の持続可能な生活と世界遺産保護、観光開発の実現を目指す。

なお、本事業は、本遺産群の無形の要素・価値の発信を通じた「関係人口の創出」、持続可能な「販売益の文化への貢献」および事業終了後の「自走化」の実現に重点を置くものである。ターゲットとする市場は国内外を問わないが、受託者は事業期間中に実際の販売実績（予約・売上等）および保全活動等への還元実績を必ず上げること。

## 3 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

## 4 業務内容

### (1) 本遺産群と関連の深い無形の要素を活用した「売れる」旅行商品の造成

- ・ 本遺産群の顕著な普遍的価値を損なうことなく、地域に息づく無形の要素（伝統行事、生業、食文化、信仰、口承など）を体験・体感できる旅行商品を造成する。
- ※ インバウンド（富裕層・知的的好奇心層）や国内の文化関心層をターゲットに、高い利益率と継続的な販売（集客）が見込める、市場競争力のある商品を企画

すること。

- ※ 地域住民や関係団体と連携し、観光コンテンツとして活用可能かつ継承支援につながる無形要素を調査・選定すること。
- ※ 商品化にあたっては、地域住民の生活環境や信仰の場としての厳粛性に配慮し、地元と十分な協議・合意形成を行うこと。

(2) 収益を文化へ直結させる資金還元の仕組み構築

- ・ 造成した旅行商品の販売益から本遺産群の保存活動や無形要素の継承活動へ確実に資金が還流する仕組み（ビジネスモデル）を設計すること。（寄付や協力金等の徴収・管理方法、還元先の選定基準の明確化を含む）
- ・ 参加者（旅行者）に対して、自身の旅行代金が遺産保全に貢献していることを分かりやすく伝え、購買意欲や満足度を高めるためのストーリー構築やツール（証明書やデジタルバッジ等）の検討を行うこと。

(3) 積極的な販売促進と連動した FAM ツアーの企画・実施

- ・ 単なるモニターや視察ではなく、具体的な契約や商品化（販売）へのコミットメントを引き出すための商談・営業の場として FAM ツアーを位置づけ、国内外の有力な旅行業者（ランドオペレーター等）、メディア、インフルエンサー等を選定・招致すること。
- ・ ツアー実施後のフィードバック収集を通じ、旅行商品の価格妥当性や資金還元スキームへの共感度を検証し、「売れる商品」への最終ブラッシュアップを行うこと。

(4) 自走化に向けた販売戦略の立案と実行支援

- ・ 本事業期間中から積極的なプロモーションや営業活動（オンライン・オフライン問わず）を行い、実際の予約獲得や販売チャネルの開拓（実績の創出）に努めること。
- ・ 次年度以降、補助金や委託費に頼らず、民間主導で収益を拡大し続け、文化保全へ貢献し続けるための具体的な販売・マーケティング戦略を提言すること。

## 5 成果物

提出期限：令和9年3月19日（金）まで

(1) 事業実施報告書：1部（紙媒体及び電子データ）

- ・ 造成した旅行商品（完成版）の行程表・企画書・原価計算書など
- ・ 資金還元スキームの運用マニュアルおよび実績
- ・ FAM ツアー実施記録、アンケート・ヒアリング結果分析、商談成果報告

(2) 営業・プロモーション用ツール：1式（電子データ）

- ・ 旅行業者やメディアへ配布するための、商品概要や保全貢献へのストーリーをまとめたセールスシート・プレゼン資料等

## 6 その他委託に関する事項

- (1) 本業務の実施スケジュール等を明らかにした業務計画書及び実施工程表を作成し、発注者へ提出すること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、発注者と受託者が協議の上、定めることとする。なお明示のない事項であっても社会通念上当然必要と考えられるものについては本業務に含まれるものとする。
- (3) 委託業務の成果物に関する全ての著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、当該成果物の引渡しの時をもって、「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会（以下「協議会」という。）に譲渡されるものとする。また、受託者は、成果物について、協議会及び協議会が指定する者に対して、著作権者人格権を行使しないものとする。成果物の中に、第三者が従前より有している著作権等（フリー素材や既存のイラスト等）が含まれる場合、受託者は当該既存著作物の使用について、協議会が将来にわたり本事業の目的の範囲内で当該成果物を自由に二次利用できるよう、受託者の責任と負担において必要な権利処理（利用許諾の取得等）を行うものとする。
- (4) 受託者は、業務で知り得た情報及び業務に係る内容を第三者に漏らしたり、その他の目的に転用したりしてはならない。
- (5) 受託者は、本業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部について、専門性等により外部に委託することが適当と認められる場合で、事前に発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。
- (6) 受託者は、FAM ツアー等の実施にあたり、参加者の安全管理に万全を期すとともに、不測の事態に備えて適切な損害賠償責任保険等に加入すること。業務の遂行に起因して第三者に損害を与えた場合は、受託者の責任と負担において解決すること。
- (7) 受託者は信義を守り、誠実に業務を履行すること。
- (8) 本事業は文化庁補助金（地域文化財総合活用推進事業）を活用して実施するものであることから、同事業の募集案内に記載されている各費目における単価上限、補助対象範囲等に準拠した見積書を作成し、業務を執行すること。ただし、業務遂行上やむを得ず単価上限や補助対象範囲外となる経費が発生する場合は、関係書類において当該経費が「補助対象外経費」であることを明記すること（補助対象外経費分については、発注者が別の財源により負担する）。

## 7 連絡先

福岡県 市町村・地域振興部 文化局 九博・世界遺産・文化施設課 世界遺産係

TEL : 092-643-3162 FAX : 092-643-3163

E-mail : sekaiisan@pref.fukuoka.lg.jp